

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
島根県立江津工業高等学校 寄宿舎調理業務
- (2) 委託業務の仕様等  
仕様書のとおり。
- (3) 契約方法  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。  
なお、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。
- (4) 契約期間  
令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで（3 年間）  
※契約締結日は令和 8 年 4 月 1 日を予定。また、この入札は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和 8 年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。
- (5) 委託業務の場所  
島根県立江津工業高等学校 寄宿舎（島根県江津市嘉久志町イ 1703-5）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理者として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (5) 島根県内で本件業務と同等の業務を現在受託している者、又は過去 3 年以内に本件業務と同等の業務を受託し誠実に履行したと認められる者、又は現在飲食店営業若しくは食品販売業を営み 1 日あたり 50 食以上の調理品若しくは弁当を調理・販売している者であること。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (9) この調達の公告日から起算して過去 3 年以内に、福祉施設又は学校における給食業務に係る食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。
- (10) この調達の公告日から起算して過去 2 年以内に、食品衛生法の規定による営業許可（飲食店営業）の取り消し処分を受けた者でないこと。
- (11) この調達の公告日から起算して過去 3 年以内に、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により島根県から給食調理業務に係る委託契約を解除された者、又は委託契約の締結を辞退した者でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和8年3月11日（水）午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を書面により提出すること。
- ア 提出期限 令和8年3月11日（水）午後4時
- イ 提出場所 〒695-0011 島根県江津市江津町1477番地  
島根県立江津工業高等学校事務室
- ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和8年3月17日（火）午後4時までに電子メールにより各申請者へ通知する。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 4 入札手続

- (1) 入札書  
指定した入札書を封筒に密封した上で提出すること。なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札金額  
ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。  
ウ 食事材料費は、委託料とは別に支払うので、入札書には委託業務の実施日数の朝食・昼食・夕食の提供に係る人件費及び管理費等の金額を記載すること。  
エ 入札書記載金額は、令和8年度から令和10年度までの3年間の総額を記載すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所等  
ア 日時 令和8年3月23日（月）午前10時  
イ 場所 島根県江津市江津町1477番地 島根県立江津工業高等学校「江工会館」会議室  
ウ 開札 即時開札
- (4) 落札者の決定方法  
ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。  
ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行う。
- (5) 再度入札  
ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において直ちに再度入札を行う。  
入札者のうち、再度入札に参加しない場合は、開札場所を退場すること。  
イ 再度入札は、2回まで行う。  
ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。また、次の事項に該当すると

きは、当該入札者の入札は無効とする。

- ア 入札書の入札金額を加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(7) 郵便による入札

認めない。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(10) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（江津工業高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適性を期するため、受注者に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

## 5 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積る契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

- ア 納付場所 島根県江津市江津町 1477 番地 島根県立江津工業高等学校
- イ 納付時期 令和 8 年 3 月 23 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 00 分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

## 6 契約保証金

(1) 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号、第 3 号及び第 7 号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

- ア 納付場所 上記 5 (3)アの場所
- イ 納付時期 落札の日から 14 日以内

(4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

## 7 契約

- (1) 契約書作成の要否  
要する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約条項  
委託契約書（案）のとおり。

## 8 質 疑

- (1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおり。
  - ア 提出期限 令和8年3月3日（火）午後5時まで
  - イ 提出場所 〒695-0011 島根県江津市江津町1477番地  
島根県立江津工業高等学校事務室  
電子メール gokogyo-jimu@pref.shimane.lg.jp  
FAX 0855-52-2264
  - ウ 提出方法 郵送、電子メール、FAXのいずれかにより提出すること。  
(ただし、FAXの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。)
- (3) 提出のあった質疑については、令和8年3月9日（月）までに、メールにより回答を行う。

## 9 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 委託契約書（案）
- (3) 入札参加資格確認申請書
- (4) 入札保証金の免除に関する申請書
- (5) 入札質疑書
- (6) 委任状
- (7) 入札辞退届
- (8) 入札書
- (9) 契約保証金の免除に関する申請書

## 10 その他

- (1) 地方自治法、同施行令及び島根県会計規則の定めるところにより執行する。
- (2) 寄宿舎に入居する生徒の食事代（朝食、昼食弁当、夕食）については、寄宿舎の会計（以下「寮会計」という。）から契約者に支払うこととするため、契約は次の3者による契約となる。
  - ア 島根県（江津工業高等学校長）
  - イ 寮会計管理者（江津工業高等学校長）
  - ウ 委託契約者
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。  
島根県江津市江津町1477番地  
島根県立江津工業高等学校 事務室 担当：武田、前迫  
電子メール：gokogyo-jimu@pref.shimane.lg.jp  
電話：0855-52-2120 FAX：0855-52-2264